

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年4月10日

【会社名】 株式会社ビットワングループ

【英訳名】 Bit One Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村 淳一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北一丁目10番9号
(注)2019年7月1日から本店所在地 東京都新宿区四谷四丁目
32番4号が上記のように移転しております。

【電話番号】 03(6910)0571(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山雅経

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北一丁目10番9号

【電話番号】 03(6910)0571(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山雅経

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2020年4月10日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

貸倒引当金繰入額の計上

当社の連結子会社であります株式会社ビットワン、株式会社クロスワン、BIT ONE HONG KONG LIMITED及びFASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. に対して有する未収入金や貸付金等の金銭債権について、同社の事業環境及び今後の見通し等を勘案し、個別決算において、それぞれ貸倒引当金を設定し、貸倒引当金繰入額142百万円を特別損失として計上いたしました。

投資損失引当金繰入額の計上

当社の連結子会社であります株式会社プロケアラボ株式の帳簿価額について、同社の事業環境及び今後の見通し等を勘案し、個別決算において、投資損失引当金を設定し、投資損失引当金繰入額120百万円を特別損失として計上いたしました。

尚、上記の特別損失の計上は連結上、消去されるため、連結会計上は、影響はございません。また、当該特別損失は、評価に関する損失であり、金銭支出を伴う損失では無いため、当社の資金繰りに影響はございません。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年2月期において、下記のとおり特別損失として計上いたしました。

貸倒引当金繰入額	142百万円
投資損失引当金繰入額	120百万円